

文教委員会議案説明資料

令和2年10月5日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 第118号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例……………	2

(教 育 委 員 会)

第 1 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 0 月 5 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由</p> <p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（令和 2 年 3 月厚生労働省令第 4 0 号）が公布されたため、これに伴い条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供することとされているが、次に該当するときは、卒園後の受け入れのための連携施設の確保を不要とすることができると改正された。</p> <p>(1) 利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>※ 区で実施している、先行利用調整が該当</p>
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する。

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号</p>	<p>平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>
<p>(保育所等との連携)</p>	<p>(保育所等との連携)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 区長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>4 区長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p>
<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協</p>	<p>5 前項（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項</p>

改正前	改正後
<p>力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略 (職員)</p>	<p>(1)・(2) 略 (職員)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p>
<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>
<p>(1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p>
<p>(中略) (居宅訪問型事業)</p>	<p>(中略) (居宅訪問型事業)</p>
<p>第37条 居宅訪問型事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p>	<p>第37条 居宅訪問型事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p>
<p>(1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u> への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p></p>	<p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>